

要指導医薬品及び一般用医薬品 販売に関する制度の掲示

※ 当薬局では薬機法の定める所により医薬品販売に当たり以下のように情報提供・陳列を行なっています。

分類	定義	陳列	情報の提供	対応する専門家
要指導医薬品 製品外箱の表示 要指導医薬品	副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要なもので、新しく市販された成分を含むもの	鍵をかけられた場所かカウンター内の手の届かないところに陳列してあります。その他の場所では「ダミー箱」を使用しています。	販売する際に書面を用いて医薬品の適正な使用のために必要な情報の確認と提供を薬局内カウンターにて薬剤師がお話させていただきます。 要指導医薬品は原則使用者本人への販売になります。ご了承ください。	薬剤師
第1類医薬品 製品外箱の表示 第1類医薬品	副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要なもの（要指導医薬品を除く）			
第2類医薬品 製品外箱の表示 第2類医薬品	副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品（要指導医薬品・第1類医薬品を除く。）	医薬品売り場内で医薬品と他のものと区別して陳列し、リスク分類も混在させないようにしています。	医薬品の適正な使用のために必要な情報の確認と提供を薬局内カウンターにてお話させていただきます。	薬剤師 又は 登録販売者
指定第2類医薬品 製品外箱の表示 第2類医薬品 または 第2類医薬品	注) 指定第2類医薬品は、第2類医薬品のうち、特別の注意を要する医薬品です。 製品説明の『してはいけないこと』確認を行い、使用については薬剤師または登録販売者にご相談ください。	指定第2類医薬品は鍵をかけられた場所かカウンターから7メートル以内に陳列しています。その他の場所では「ダミー箱」を使用しています。		
第3類医薬品 製品外箱の表示 第3類医薬品	第1類医薬品及び第2類医薬品以外の一般用医薬品	医薬品売り場内で医薬品と他のものと区別して陳列し、リスク分類も混在させないようにしています。		

※ 購入を検討するお客様に医薬品の適正使用の観点から情報提供や確認のための質問を行うことがありますあらかじめご了承ください。

* 主な質問は以下のような事項です。

使用者本人であるか・年齢・性別・他の薬剤使用状況・症状・持っている疾患・妊娠・授乳・医薬品使用経験歴・副作用歴・その他必要な事項

* 医薬品適正使用のためにいただいた個人情報適切に管理を行い、医薬品の適正使用以外の目的では利用いたしません。

健康被害救済制度

医薬品の副作用等による被害を受けられた方を救済する公的な制度があります。



0120-149-931 受付時間: 月～金(祝日・年末年始を除く) 午前9時～午後5時30分 (独) 医薬品医療機器総合機構

苦情相談窓口

中央区 保健所 03-3541-5936
東京都 薬剤師会 03-3294-0271